

垂水市業務継続計画

【大規模災害対応】



平成26年12月10日

垂 水 市

目 次

第1章 全 般	1
1 業務継続計画（BCP）の意義	1
2 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の位置づけ	1
3 計画策定の目的	1
4 計画の基本方針	1
5 用語の意義	2
6 垂水市地域防災計画と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】との関係	2
第2章 事業継続の前提条件	4
1 想定される災害の概要	4
2 非常時優先業務の選定	13
3 執務環境の整備	15
第3章 事業継続体制	21
1 発災時の対応と職員の参集	21
2 災害対策本部の設置と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の発動	26
3 非常時優先業務の実施	27
4 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の解除	30
第4章 継続的な取り組み	31
1 教育・訓練	31
2 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の点検・見直し	32

第1章 全 般

1 業務継続計画（BCP）の意義

大規模な土砂災害などの一般災害や地震・津波・火山災害等が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な区割りを担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。したがって、地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合には、これらの災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施することが必要である。

過去の大規模災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波、及びその後の余震により引き起こされた東日本大規模災害においては、庁舎そのものが大津波で倒壊、流失した自治体も少なくない。

一般的には、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、災害等の非常事態時において、中核となる業務の継続や災害からの早期復旧を可能にするために業務者が策定する計画のことを示す。業務継続計画がない場合は、場当たりの対応、判断の誤り、対応の遅れ等により、継続すべき業務の中断が生じたり、最低限必要な業務レベルの維持さえできなくなる可能性が極めて高い。そして、業務継続計画の策定の有無が結果的に後の災害からの復旧・復興の進捗度において大きな差異を生む結果となっている。

したがって、突然の大災害から早期の復旧・復興を成し遂げるためにも、発災直後から計画に従い、必要な業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことが重要である。

2 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の位置づけ

垂水市業務継続計画【大規模災害対応】は、災害時に行う垂水市地域防災計画に定められた業務及び優先的に継続する業務について、最短で業務の遂行及び復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める基本計画である。

3 計画策定の目的

大規模な土砂災害や風水害、鹿児島湾直下を震源とした地震、南海トラフ巨大地震及びこれに伴う津波、そして、桜島の大規模な爆発的噴火が発生した場合において、災害対策の拠点となる垂水市役所の機能低下を最小限にとどめながら市民の生命・生活・財産・経済活動等を守ることを目的とする。

なお、垂水市業務継続計画【大規模災害対応】で規定される業務の具体的行動は、各課が作成する業務マニュアル（以下「各課マニュアル」という。）で示すものとする。

4 計画の基本方針

- (1) 地震による被害を最小限にとどめるため、垂水市地域防災計画に定められた業務に全力で取り組む。
- (2) 市役所の機能が一時停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) (1) 項及び(2) 項の業務継続を図るために、市職員が被災後も業務に従事できるため

の対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保に努める。

- (4) (1) 項及び(2) 項の業務継続を図るために、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については休止する。

5 用語の定義

本計画における用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 「職員」とは、正規職員、再任用職員及び小中学校教職員をいう。
- (2) 「通常業務」とは、垂水市地域防災計画で挙げられている業務以外で平常時から行っているすべての市の業務をいう。
- (3) 「非常時優先業務」とは、大規模災害発生時に、各課が災害対策部としての応急対策業務を勘案しながら優先的に行う必要のある通常業務で、各課が業務の優先区分を付したものをいう。

6 垂水市地域防災計画と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】との関係

- (1) 垂水市地域防災計画と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】が対象とする業務

ア 垂水市地域防災計画は、市が市民、業務者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。災害時に市が実施する業務は、災害対策部ごとに定められているが、必ずしも市庁舎や職員が被災することは前提としていない。また、通常業務で継続しなければならないものがあることも前提としていない。

一方、垂水市業務継続計画【大規模災害対応】は、市庁舎や職員が被災することを前提に、業務資源の確保等の観点から、垂水市地域防災計画で定められる大規模災害発生により生じる災害対策業務及び優先的に継続すべき通常業務といった「非常時優先業務」が、いつの時点からどの程度の実施が可能かを検証して、その実現のための具体的手順を定めるものである。

つまり、垂水市業務継続計画【大規模災害対応】を策定することで、大綱的な位置づけである垂水市地域防災計画の実効性が担保されることになるのである。

イ 非常時優先業務は、災害対策業務（大規模災害発生に伴う応急対策業務（AA）及び復旧対策業務（A））と優先継続業務（継続業務（B））及び縮小業務（C）に分類するものとする。そして、優先継続業務以外の通常業務は、休止業務（D）に分類し、しばらくの間、業務推進を休止するものとする。

それぞれの業務の定義等については、第2章第2項「非常時優先業務の選定」で改めて示す。

- (2) 垂水市地域防災計画と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の比較

垂水市地域防災計画と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】が対象とする業務の関係は、次の表のとおりである。

区分 項目	垂水市地域防災計画	垂水市業務継続計画【大規模災害対応】
実施主体	・市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、民間協力機関等	・市

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策、復興 ・市の地域及び市民の生命、身体、財産を災害から保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の機能低下を最小限にとどめながら市民の生命・生活・財産・経済活動等を守る。 ・垂水市地域防災計画の実効性を担保する。
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予防計画 ・災害応急・復旧対策計画 ・災害復興計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の優先づけと目標レベルの設定 ・組織の迅速な立ち上げと業務遂行に支障となるボトルネック（事業継続の阻害要素）の解消
意志決定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部 ・災害対策事務局：総務課 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部 （垂水市業務継続計画【大規模災害対応】決定機関を兼ねる。） ・災害対策事務局：総務課
対象業務の範囲	—	・優先的に継続すべき通常業務
	・予防業務	—
	・応急対策業務	・応急対策業務
	・復旧対策業務	・復旧対策業務
	・復興業務	—

第2章 業務継続の前提条件

1 想定される災害の概要

(1) 一般（豪雨、台風）災害

垂水市に大きな被害を及ぼすと想定される一般（豪雨、台風）災害の概要は、次のとおりである。

災害名 (年月日) 想定項目		鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風13号 (平成5年9月3日)
気象概況		・時間最大雨量 56mm(鹿児島)6日19時 65mm(入来峠)6日18時 ・日最大雨量 259mm(鹿児島)6日 369mm(川内)6日 ・総降水量の最大値 392mm(川内)5日～7日	・時間最大雨量 78.5mm(名瀬)20日16時 89.5mm(古仁屋)20日13時 ・日最大雨量 622mm(名瀬)20日 286.5mm(古仁屋)20日 ・総降水量の最大値 766.5mm(名瀬)18日～21日	・最大瞬間風速・風向 59.1m/s(種子島)南 3日15:45 ・最大風速・風向 33.7m/s(沖永良部) 南 3日02:40 ・総降水量の最大値 373mm(高峠)2日～3日
人的被害	死者	48名	3名	33名
	行方不明者	1名	—	—
	重傷者	12名	1名	15名
	軽傷者	52名	1名	160名
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193戸	443戸	706戸
	一部損壊	588戸	12戸	31,899戸
	床上浸水	9,378戸	116戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	851戸	3,903戸

(2) 地震災害

垂水市に大きな被害を及ぼすと想定される地震の概要は、次のとおりである。

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード (Mj)	モーメントマグニチュード (Mw)	震源断層上 端の深度 (km)	津波
1	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
2	県西部直下(市来断層帯近辺)	7.2	6.7	1	○
3	甕島列島東方沖(甕断層帯近辺)	7.5	6.9	1	○
4	県北西部直下(出水断層帯近辺)	7.0	6.5	3	—
5	熊本県南部(日奈久断層帯近辺)	7.3	6.8	3	○
6	県北部直下(人吉盆地南縁断層帯近辺)	7.1	6.6	2	—
7	南海トラフ(4連動) (東海・東南海・南海・日向灘)	—	地震: 9.0 津波: 9.1	10	○
8	種子島東方沖	—	8.2	10	○
9	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
10	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
11	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
12	桜島北方沖(桜島の海底噴火)	—	—	—	○
13	桜島東方沖(桜島の海底噴火)	—	—	—	○

(注) 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

断層による内陸の地震(番号1～6)は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメント

ントマグニチュード (Mw) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号7~11)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (Mw) を求めている。

(3) 地震に伴う津波災害

平成25年3月に鹿児島県が取りまとめた「鹿児島県地震等災害予測調査中間報告(災害想定概要)」による本市に係る想定地震等の最大震度及び想定される津波の概要は、次のとおりである。

番号	想定地震等の位置		想定地震の最大震度	垂水市		
				津波到達予定時刻(分)		最大津波高(m) (地殻変動考慮) (初期潮 1.44 T.P.mを含む)
				津波の高さ +1m	最大津波	
1	鹿児島湾直下		6強	—	34	2.35
2	県西部直下 (市来断層帯近辺)		5弱	—	—	—
3	甌島列島東方沖 (甌断層帯近辺)		4	—	—	—
4	県北西部直下 (出水断層帯近辺)		4	—	—	—
5	熊本県南部 (日奈久断層帯近辺)		4	—	—	—
6	県北部直下 (人吉盆地南縁断層帯近辺)		4	—	—	—
7	南海トラフ (4連動)	(CASE 5) (四国沖～九州沖)	5強 ～ 6弱	101	341	3.26
		(CASE 11) (室戸岬沖～日向灘)		102	355	3.29
8	種子島東方沖		6弱	—	145	2.34
9	トカラ列島太平洋沖		5弱	155	155	2.51
10	奄美群島太平洋沖(北部)		3	—	199	1.91
11	奄美群島太平洋沖(南部)		3	—	189	1.82
12	桜島北方沖 (桜島の海底噴火A)	牛根境	—	5	5	5.82
		二川	—	6	7	3.24
		牛根麓	—	7	15	2.79
		垂水港	—	—	19	1.84
13	桜島東方沖 (桜島の海底噴火B)	牛根境	—	2	2	9.40
		二川	—	2	2	7.64
		牛根麓	—	2	2	7.68
		垂水港	—	—	15	1.84

(注) 津波の計算条件は以下のとおり。

- ・ 計 算 時 間：津波が発生してから6時間
- ・ 堤 防 条 件：堤防なし。
- ・ 地殻変動条件：地盤の隆起・沈降量を考慮、ただし陸域の地盤が隆起する場合は防災上危険側を考慮の観点から隆起しないものとして評価
- ・ 初期潮位条件：県内の検潮所(験潮所)において観測された10年間(2002年1月～2011年12月)の塑望平均満潮位(垂水市の初期潮位：1.44(東京湾平均海面(T.P)からの高さ)m)

(4) 想定される地震等の最大被災ケースにおける被害の概要

本市沿岸部は、標高 5 m 未満の地域が散在しており、「鹿児島県地震等災害予測調査中間報告（災害想定概要）」に示された南海トラフの巨大地震に伴う最大津波高約 3.5 m を想定した場合、国道 220 号線より海岸側に位置する住家等は、損壊・流失、もしくは浸水被害の可能性が大きい。

平成 26 年 3 月に鹿児島県が取りまとめた「鹿児島県地震等災害被害予測調査（被害想定結果概要）」による本市の最大被災ケースにおける被害想定は、次のとおりである。

- ・被害想定的前提条件
 - ・被害想定は、季節、時刻がことなり想定される被害が異なる 3 種類のシーンを設定。
 - ・風速は、各市町村の最寄りの観測所における平均風速と最大風速を設定。
 - ・避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高＋呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の 4 パターンを設定

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼 12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支援による影響が大きい。

- ・被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
- ・堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

ア 建物被害等

(ア) 全壊・焼失棟数(最大風速)

最大被災ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
鹿児島湾直下	冬・18時	730	90	0	—	180	1,000	—

注：「—」は、わずかを示す。

(イ) 半壊棟数 (最大風速)

最大被災ケース		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
鹿児島湾直下	冬・18時	2,200	1,000	30	—	10	3,200	—

注:「—」は、わずかを示す。

(ウ) ブロック塀等倒壊軒数

最大被災ケース	塀軒数				倒壊軒数			
想定地震等	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
鹿児島湾直下	1,500	330	340	2,200	290	180	60	530

(エ) 自動販売機転倒台数、屋外落下物発生建物棟数

最大被災ケース	自動販売機台数	自動販売機転倒台数	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
想定地震等				
鹿児島湾直下	690	10	100	20

イ 人的被害 (最大風速、早期避難率低)

(ア) 死者数

最大被災ケース		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
桜島の海底噴火 (桜島東方沖)	冬・深夜	/	/	520	/	/	520	/

(イ) 負傷者数

最大被災ケース		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
桜島の海底噴火 (桜島東方沖)	夏・12時	/	/	180	/	/	180	/

(ウ) 重傷者数

最大被災ケース		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
想定地震等	季節・時刻							
鹿児島湾直下	冬・深夜	90	—	0	—	—	90	—

注:「—」は、わずかを示す。

(エ) 要救助者

最大被災ケース		揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)数	津波被害に伴う要救助者・要搜索者数	
想定地震等	季節・時刻		要救助者数	要搜索者数
鹿児島湾直下	冬・深夜	10	/	/
桜島の海底噴火 (桜島東方沖)	冬・深夜	/	—	680

注:「—」は、わずかを示す。

ウ 上水道被害（断水人口及び断水率（％））

最大被災ケース		給水人口	被災直後		被災3日後		被災1週間後		被災1ヶ月	
想定地震等	季節・時刻		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
鹿児島湾直下	冬・18時	13,625	5,700	42	5,300	39	3,000	22	300	2

エ 電力被害（停電軒数）

最大被災ケース		電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月	
想定地震等	季節・時刻		停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
鹿児島湾直下	冬・18時	8,200	100	1	30	—	—	—	—	—

注：「—」は、わずかを示す。

オ 通信（電話）被害

（ア）固定電話不通回線数

最大被災ケース		回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月	
想定地震等	季節・時刻		不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
鹿児島湾直下	冬・18時	5,900	140	2	—	—	—	—	—	—

注：「—」は、わずかを示す。

（イ）携帯電話不通ランク

最大被災ケース		被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
想定地震等	季節・時刻	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
鹿児島湾直下	冬・18時	3	—	—	—	—	—	—	—

注1：携帯電話不通ランク A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい

注2：回線が物理的に繋がっているかを評価しているため、輻輳の影響は考慮していない。

注3：「—」は、わずかを示す。

カ 交通施設被害

（ア）道路、鉄道施設被害（箇所）

最大被災ケース	道路		鉄道	
	津波浸水域	津波浸水域外	津波浸水域	津波浸水域外
鹿児島湾直下	—	20		

注：「—」は、わずかを示す。

（イ）港湾・漁港施設被害（箇所）

最大被災ケース	港湾・漁港			
	岸壁		その他係留施設	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
鹿児島湾直下	10	—	30	20

注：「—」は、わずかを示す。

(ウ) 被災防潮堤延長

最大被災ケース	防潮堤延長 (m)	被災防潮堤延長 (m)
想定地震等		
桜島の海底噴火 (桜島東方沖)	4,700	830

キ 生活支障の被害

(ア) 避難者数 (最大風速)

最大被災ケース		被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
想定地震等	季節・時刻	避難者			避難者			避難者		
		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外	
鹿児島湾直下	冬・18時	1,400	850	570	2,300	1,200	1,200	1,700	520	1,200

(イ) 帰宅困難者

外出者 (就業者・通学者) 数	帰宅困難者数
5,700	670

(ウ) 物資需給量 (最大風速)

最大被災ケース		被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
想定地震等	季節・時刻	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
鹿児島湾直下	冬・18時	3,100	20,000	1,700	4,200	11,500	2,300	1,900	1,100	1,000

ク 災害廃棄物発生量 (最大風速)

最大被災ケース		災害廃棄物 (万トン)			災害廃棄物 (万m ³)		
想定地震等	季節・時刻	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
鹿児島湾直下	冬・18時	10	—	10~10	—	—	10~10

注:「—」は、わずかを示す。

ケ その他

(ア) エレベータ閉じ込め者数

最大被災ケース		閉じ込めにつながるエレベータ停止建物棟数 (棟)			閉じ込めにつながるエレベータ停止台数 (台)			エレベータ閉じ込め者数 (人)		
想定地震等	季節・時刻	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
鹿児島湾直下	冬・18時	0	—	—	—	—	—	0	—	—

注:「—」は、わずかを示す。

(イ) 孤立する可能性のある集落数

最大被災ケース	農業集落		漁業集落	
想定地震等	孤立する条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数	孤立する条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数
(空欄)	7	0	0	

注:被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

コ 被害額

最大被災ケース		建物	資産	ライフライン				
想定地震等	季節・時刻			上水道	下水道	電力	通信(電話)	ガス
鹿児島湾直下	冬・18時	580	160	—	0	—	—	—

(億円)

交通				土地	災害廃棄物	合計
道路	鉄道	港湾・漁港	その他の公共土木施設	農地		
10	0	110	50	—	10	930

注1:「—」は、わずかを示す。

注2:被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(6) 火山災害

垂水市での火山噴火の想定は、桜島の大規模な爆発的噴火である。

桜島火山の今後の大噴火に伴う現象の想定は、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなものであるか。現在の科学でも困難である。今後、大正3年の噴火程度のもの、あるいはそれ以上の桜島全体が噴火口となり、島が消滅してしまうほどの噴火等、いずれの可能性も考えられる。しかし、桜島が消滅してしまうほどの噴火は自治体の対応の限界を超えるものである。そこで、噴火記録の中で最も大きかったといわれる文明、安永、大正の噴火程度を想定の対象とし、なかでも最も記録が整理されている大正3年の噴火規模及びそれに伴う現象に基づいて想定し策定計画を検討・実施する。大正噴火規模のものが当時と同じ条件で発生することは考えにくいので、別の条件下で噴火現象の強さや影響の及ぶ範囲を検討しておくことが噴火災害対策を考えるうえで重要である。平成18年度に桜島火山の噴火災害危険区域予想図が作成され、予測される主な災害要因の影響範囲等が推定されている。

そこで、本計画においては大正3年の実績と予測結果の両方を想定災害とする。

桜島火山ではいろいろな規模の噴火が過去に起こっている。噴火の規模によって発生する災害要因の種類は異なるし、本市への影響も大きく異なってくる。

なお、噴火の規模、災害要因及び本市への影響は次のように整理される。

噴火規模	過去の事例	災害要因	本市への影響
小さな噴火	1950年代から現在まで続いている噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 土石流	△ ○ △ ○
中程度の噴火	1946年の昭和噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 火山ガス 土石流	○ ◎ ○ △ ○ ○

大きな噴火	1914年の大正噴火 1779年の安永噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 火山ガス 津波 地殻変動 地震 土石流	○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◎
巨大な噴火	約 11,000 年前の 桜島火山最大の噴火	噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 山体崩壊 火山ガス 津波 地殻変動 地震 土石流	○ ◎ ○ ○ ◎ ○ ◎ ◎ ◎ ◎

(注) 本市域への影響 : ◎影響が極めて大きい。○影響がかなり大きい。
△影響することもある。

ア 噴出岩塊

爆発、特に初期の大きな爆発において直径数 10 cm から数 cm の岩塊を相当多量噴出する。桜島の南東部に噴火口が生じた場合は、本市域まで岩塊が到達する。

しかし、それ以外の場合は本市域への影響が比較的小さいと考えられる。

イ 降下火砕物（軽石・火山灰）

中程度より大きな噴火では、軽石や火山灰を多く含む噴煙柱が成層圏まで達する。噴煙柱は初め上にあがるが、次第に上層風に流され、風下側に傾いていく。

降下火砕物のうち粒径の大きなものは桜島島内に降下する。降下時間が早く、粒径の大きな火砕物は熱せられたまま降下する。直径 10 数 cm 程度の降下火砕物が直撃すると人間や家畜が死亡したり、車両等が破壊されたりする。降下火砕物が厚く堆積すると弱い木造建物やビニールハウス等が破壊される。農作物には甚大な被害が出る。熱せられた火砕物が降下したところでは、火災も発生する。火山灰が多量に降下しても人間がそれによって死に至ることはないと思われるが、相当期間は通常の生活を続けていくことが困難である。火山灰が多量に降下している時はかなり暗くなる。

本市域に最も影響が大きい災害要因で、上層風が西ないし北西の風の場合には、本市域に降下火砕物が 1 m 近い厚さで堆積することが予測される。また、降灰の軸が本市域を横断すると一時的に地域の分断が起こり、情報伝達や避難指示など応急活動に支障がでることも考えられる。

ウ 火砕流

大きな噴煙柱が立ち、それが崩壊することで火砕流が発生する。火砕流は岩塊や細粒物質を多く含む高速の流れで、流下域では破壊的な被害が生じる。

高温の噴煙柱が崩壊する場合は火砕流も高温で、火砕流の周辺部での熱風（火砕サージ）により、火災が発生する。桜島で発生することが予想される火砕流は小型火砕流で

ある。火砕流の本体が流下、堆積したところでは、建物や樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。

桜島南西山麓で火砕流が発生した場合でも、火砕流の本体が本市域まで達することは起こりにくい。ただし、桜島にごく近い区域では熱風（火砕サージ）の影響を受けることがある。山腹噴火で発生する火砕流は、火砕流となってから1～2分で海岸まで達する。

エ 溶岩流

噴火口から数日間にわたって多量の溶岩が噴出し、周辺の低所に流出するものと考えられる。桜島火山の溶岩は粘性が高いため、比較的流速が遅く、避難が手遅れになることは少ない。

桜島南西山麓で多量の溶岩流が発生した場合、海を埋めて溶岩流の本体が本市域まで達することも起こりうる。この際にも地域の分断が起こる可能性がある。

オ 火山ガス・噴煙

初期の噴火においては水蒸気を主体とするガスを噴出するものと考えられる。

硫化水素、二酸化イオウ、二酸化炭素等有害な火山ガスの量は少なく人的被害は少ない。噴火口から離れるほど拡散され、火山ガスの濃度は低くなるが、谷地形のところではガス道となっているところもあり、噴煙が垂れ込むことにより、その中に含まれるガスが人間に影響することもある。

強風時には問題とならないが、西ないし北西の微風の際には本市域に火山ガスが流れ込むことがある。

カ 空振

爆発的噴火にともなって、空振が発生することがある。空振によって窓ガラスが破壊されるなどの被害が出ることもある。爆発的噴火の際、本市域でも空振による窓ガラスの破損等の被害が出ることもある。

キ 地震

最初の爆発と前後して、マグニチュード7程度の地震が発生するものと考えられ、桜島及び周辺地域では震度5～6程度のゆれが起こるところもあり、弱い地盤上の建物や弱い建物の倒壊、ビルの外壁、ガラス等の落下、ブロック塀・石塀の倒壊、埋設管の破損、電気通信の支障等の被害が発生することが起こる可能性がある。強い地震動によって、急傾斜地や道路のり面が崩壊することもある。また、地震によって死傷者が出る恐れもある。

ク 地殻変動

多量の噴出物を出したあと、地盤の沈降が起こる。特に、海岸付近では地盤の沈降の影響を受けやすく、海岸構造物の破損、低地部での浸水、さらに台風時の高潮被害等が発生することが考えられる。地殻変動による地盤や構造物の破壊は、地震動による一過性の破壊と違い、長期間にわたって徐々に進行する可能性がある。

ケ 地下水・温泉変動

大きな噴火の前兆現象、あるいは噴火のあとの現象として、地下の水脈が変動して地下水・温泉に異常が発生することがある。地下水・温泉変動は水温の変化や水量の変化に現われる。地下水・温泉変動が大きな被害をもたらすことはないが、水源の確保等に

支障がでることがある。

コ 土石流

本市域の山地に多量の降下火砕物が堆積し、植生の被害が顕著なところでは、噴火後の降雨によって土石流が発生する。土石流の発生は噴火後数年間続く。

サ 山くずれ

本市域の山地で、多量の降下火砕物が堆積したところでは噴火後の降雨によって山くずれが発生する。山くずれの発生は噴火後数年間続く。

シ 岩屑なだれ

岩屑なだれは、火山体を構成している火山砕屑物や溶岩などが内部の噴気活動や震などによって大規模に崩壊し、火山斜面や開折谷沿いに高速で流下していく現象である。過去に桜島では発生していない。大規模な岩屑なだれは、高速で山腹を流下し、海を埋めつくすこともある。また、岩屑なだれが海に流下すると津波を誘発することがある。

ス 津波

岩屑なだれが海へ流入したり、海底噴火などが起こったりすると津波が引き起こされることがある。特に南側斜面が大きく崩壊し、岩屑なだれが海に流下すると本市海岸に津波が襲来することが見積られる。

2 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の内訳

大規模災害発生直後は直ちに災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、市は、被害情報の収集、避難所の設置、道路の復旧等多岐にわたる災害対策を同時進行で実施しなければならない。その一方で通常業務についても、市民への行政サービスとして継続して実施していくことが求められる。

しかしながら、職員自身の被災や庁舎の損壊等、資源制約を受ける中で、災害対策業務と通常業務のすべての業務を行うことは困難である。

そこで、本計画では、災害時に新たに発生する業務と日頃実施している通常業務をすべて洗い出したうえで、災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定することとする。そしてさらに「非常時優先業務」は、「災害対策業務」と「優先継続業務」に分類しておくものとする。

(2) 非常時優先業務の基本的考え方

ア 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、いったん休止することとする。

イ 災害発生時においては、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とすることから、大規模災害に伴い発生する災害対策業務を最優先に実施することとする。

ウ 優先継続業務については、方法を工夫する、業務の規模を縮小する等して、災害対策業務に影響を与えない範囲で業務を実施していくこととする。

エ 災害対策業務に必要な人員や資機材等の確保・配分は、全庁的に調整することとする。

(3) 優先する業務の具体的内容

災害時に行う各災害対策部及び各課の全業務を、下表「業務の優先区分」に従い、AA～Cの非常時優先業務に分類し、AAを最優先として、A、B、Cの優先度順に業務を実施していく。当該区分に該当しない業務はDとして、一定期間休止する。

ア 災害対策業務

市が災害時に緊急に行わなければならない業務を本計画では「災害対策業務（A）」、優先して実施する業務を「大規模災害発生に伴う復旧対策業務（A）」とし、該当する業務の具体的な内容は、垂水市地域防災計画の各災害対策の「災害応急対策」及び「災害復旧・復興」の章において定められたもの、又は業務主管課で選定したものである。

イ 優先継続業務

通常業務のうち、災害時においても継続が必要な通常業務を「優先継続業務」とし、継続業務（B）及び縮小業務（C）に区分する。

必要度		内容	
非常時優先業務	災害対策業務	大規模災害発生に伴う応急対策業務（AA）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に最優先に行う業務 ・発災から概ね6時間以内に着手する業務 ・垂水市地域防災計画の各災害対策のそれぞれ「第2章 災害応急対策」及び「第3章 災害復旧・復興」で挙げられている業務のうち <ul style="list-style-type: none"> (a) 被災者の生命、健康、生活、財産に重大な影響がある業務 (b) 災害時対応のための意思決定に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> (例) 災害対策本部の設置に関する業務 被災情報の収集、整理に関する業務 被災者の救出・救護に関する業務 避難所の設置に係る
		大規模災害発生に伴う復旧対策業務（A）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に優先して行わなければならない業務 ・垂水市地域防災計画の各災害対策のそれぞれ「第2章 災害応急対策」及び「第3章 災害復旧・復興」で挙げられている業務のうち災害対策業務（AA）に該当しない業務 <ul style="list-style-type: none"> (例) 災害対策関係予算に関する業務 職員の災害補償に関する業務
非常時優先業務	優先継続業務	継続業務（B）	<ul style="list-style-type: none"> ・休止が許されない通常業務で継続が必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> (例) 福祉施設の運営、介護支援、生活保護事務
		縮小業務（C）	<ul style="list-style-type: none"> ・休止が許されない通常業務で縮小が必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> (例) 道路公園管理、年金申請
		休止業務（D）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務のうち、休止、延期する業務 <ul style="list-style-type: none"> (a) 1か月以上先送りすることが可能な業務 (b) 災害復興までの間、休止、延期することがやむを得ない業務 <ul style="list-style-type: none"> (例) 職員研修 地域懇談会

3 執務環境の整備

非常時優先業務を遂行するうえで本庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同等の機能を保持しなければならない。万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

ここでは、災害拠点となる施設等の現状を踏まえたうえで、非常時の業務遂行に必要な執務環境を確保する観点から課題を抽出し対策を検討する。

(1) ライフライン

ア 本庁舎の現状

電気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時は、非常用発電はなく、専用の自家発電機の運転により市・県防災無線用に電源を供給するのみ。 (定格 4.5KVA、燃料タンク満タンで約 11 時間稼働) 各 1 台 ○ 情報機器や通常使用の照明に供給する電源の確保はされていない。 ○ 防災無線専用自家発電機は、燃料が追加補給できれば長時間運転可能。 ○ 小電力用として小型発電機 (1.6KVA) 2 台を確保。
水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水 (飲料水) の貯水槽はない。 ○ 井戸給水栓が別館駐車場にあり、電源確保されれば雑用水として利用可能。 本庁舎勤務員：約 240 人 (参考) ・平常時における上水 (飲料水) 及び雑用水 (水洗トイレ) の一日の使用量：約 6000ℓ (6 トン) (参考：庁舎別館 0.3 トン、市民館 1.3 トン) ・災害応急対策活動に必要な施設における一人当たりの一日の使用量を飲料水 4ℓ、雑用水 30ℓ の計 34ℓ (官庁施設の総合耐震計画基準 (平成 19 年度) による。) とした場合の本庁舎における災害応急対策活動時に必要な一日の水量は、約 240 人×34ℓ=8160ℓ (約 8.2 トン) である。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスは、LP ガスで 1 階の指定場所に集中保管、管理されている。 ○ 庁舎各階に設置されている給湯機にガスを供給している。 ○ ガスコンロは使用していない。
電話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用可能 (内外線すべて) である。 ただし、代表番号 (32-1111) からの切り替え通話が不能となる。

イ 課題と対策

(ア) 建物への被害

課題：庁舎が使用できない程の甚大な被害を受ける可能性がある。

対策：代替場所や仮設庁舎での事業継続を検討する。なお検討の際には、電気、通信等のインフラ整備についても最大限考慮する。

(イ) 設備への被害

課題：庁舎等建物が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。

対策：最優先で応急修理が行えるように、保守業者等と災害時の技術者派遣について確認し、必要に応じて協定を締結する。

(ウ) オフィス機器の転倒防止

課題：事務スペース内に書架やキャビネットの転倒、情報機器の損壊及び書類等の散乱などにより、事務スペース確保のための片付けに多大な時間を要すると、非常時優先業務の推進に支障がある。

対策：書架やキャビネット、情報機器の転倒・落下防止策を講じる。
書類等散乱防止のため、書架、キャビネット等には施錠する。

(エ) 停電時の対応

課題：自家発電は、防災無線を目的に設置されているため、庁舎ネットワーク機器や情報を使用した業務ができなくなる。

対策：災害時に必要最小限の庁舎ネットワーク機器と情報機器を稼働できるように、自家発電機の容量を増設もしくは新たな自家発電機を設置し、事務スペース内の情報機器用コンセントに供給できるよう検討する。

(2) 情報システム

情報システムは、災害時において業務資源であるインターネット等の機器や業務系システム等の機能を有し、市の業務遂行に当たって必要不可欠なインフラであり、被害を受けた場合は、最優先に復旧すべきものである。

ただし、十分な耐震対策を講じたとしても、何らかの理由により情報システムが破損・停止することも想定しておく必要がある。

ア 現状

(ア) 情報システム係内にあるシステムのハードウェア（機器・設備）は耐震対策を実施したサーバラックに搭載している。業務系サーバについては簡易免震で、ある程度の対策がとられているが、各課に配置するクライアントの対策は行われていないのが現状である。

(イ) ほとんどの情報システムが庁内ネットワーク環境にあり個々のサーバはUPS配下となっているため、災害時に電力供給が遮断されるとUPS機能によりサーバを自動的にシャットダウンする。

(ウ) 再起動には、ハード機器に損傷があった場合は保守契約業者やシステムサポート技術者による確認作業が必要である。（復旧まで約72時間が必要）

(エ) 住民票、印鑑証明書については、停電が復旧しハード機器に損傷がない場合は業務系サーバが立ち上がる間、バックアップシステムを稼働（約15程度必要）し、閲覧、証明発行を実施する。

(オ) 災害等の発生を想定した本市の優先業務遂行に不可欠なシステムは以下のとおりである。

- a 情報系サーバ（認証サーバ等）
- b 庁内ネットワークシステム（レイヤスイッチ等ネットワーク機器）
- c 業務系業務サーバ
- d LG WAN
- e 業務用パソコン
- f インターネットサービス

庁舎内での暫定稼働は、通信回線障害、ネットワーク機器・端末機器等障害、電力供給遮断などの発生が想定されるので困難と思われる。

イ 課題と対策

(ア) 物理的な被害

課題：災害時に本庁舎及びその他の施設が被害を受けるような想定を越える地震においても、情報システムの被害は最小限に抑えなければならない。

対策：庁舎内にある各種システムの業務サーバを免震構造の建物に設置することや、庁舎とは別の場所へ設置（IDC（Internet Data Center）、ASP（Application Service Provider）の利用）することを検討する。別な場所に設置する場合については、同一地震で被害を受けないように2か所の遠隔地とし、1か所はバックアップ用とすることが望ましい。また、情報システムは大半がネットワーク環境で利用していることから、今後はネットワークの冗長化（最低限必要な量よりも多めに設備を用意し、一部の設備が故障してもサービスを継続して提供できるようにシステムを構築すること）や無線回線の併用を行うことを検討する。移設するまでの間は、転倒防止、火災防止等の必要な対策をとるとともに、システムの保守業者等に対して、被災後のシステム技術者の早期参集態勢の確立を要請し、必要に応じて協定を締結する。

(イ) 停電による被害

課題：情報系サーバや各種業務系サーバに被害が少なくても、停電時にはシステムが稼働しなくなる。

対策：停電から復旧されるまでの間は、自家発電による電源を優先的に確保する必要がある。サーバの設置場所については、温度上昇を防ぐために空調設備への電源供給も行わなければならない。

(ウ) 代替場所又は仮庁舎で業務を行う場合

課題：被害状況に応じて、庁舎及びその他市施設が代替場所又は借り庁舎へ移転することが想定される。

対策：代替場所又は仮庁舎に情報システムがない場合、庁舎の災害状況調査を行い稼働に必要な機器の調達方法や復旧手順を定め、速やかに整備できるよう事前に検討しておく。

(エ) 情報システムが使用できない場合の対応

課題：情報システムが万一使用できない場合においても、優先継続業務については、継続していかななければならない。

対策：情報システムが利用できない場合の代替方法及びその手順を主管部署ごとに決めておき、市民等への対応方法について、平常時から職員間で確認しておく。

(オ) 業務継続計画の策定

情報システムの早期復旧のため、情報システムを所管する関係各課は、総務省自治行政局地域情報政策室が公表したガイドラインを参考に、情報システムの重要度に応じて業務継続計画を策定する。

(3) 通信

災害時においては、一般電話及び携帯電話は通信途絶・輻輳によりつながりにくくなるこ

とが想定される。

その際には、防災行政無線等を活用して、避難所、市施設、市内関係機関等と連絡を取り、情報の収集及び発信を行う。

ア 現状

垂水市防災行政無線システム

(ア) 防災行政無線（同報系）

基地局 1 基、固定局 4 2 基（拡声スピーカーに接続）

(イ) 防災行政無線（移動系）

なし。

(ウ) コミュニティ FM 放送を活用した緊急告知放送システム

イ 課題と対策

(ア) 防災行政無線・コミュニティ FM 放送による通信

課題：災害時において、被害状況を迅速かつ正確に把握することは、最も重要なことである。したがって、防災行政無線・コミュニティ FM 放送による連絡が円滑にできるようにしなければならない。

対策：定期的な接続状況の確認や職員に対する操作訓練を行う。また、本庁舎における災害時は、業務の優先度等に基づき効率的に運用できるよう検討する。

(イ) 携帯メールによる通信

課題：防災行政無線（移動系）の携帯ができない場合であっても、災害現場等で非常時優先業務に対応している職員に連絡を取れるようにしなければならない。

対策：携帯電話が輻輳してつながらない状況であっても、携帯メールは比較的つながりやすいため、メールを積極的に利用して連絡に努める。

(ウ) 専用回線の確保

課題：発災後は、市民から市役所への問い合わせ電話が集中することで、非常時優先業務の連絡に支障が生じることが予想される。

対策：災害対策本部への連絡が確実にできるように、専用電話番号の回線を数回線確保しておく必要がある。また、別回線が確保できない場合は、既存の回線を効率的に使用するなどの調整を行う。

(4) 職員

災害時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定される。そのため、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

ア 食料・飲料水

課題：発災後、職員は数日間帰宅せずに業務に従事することになり、職員自身による食料の調達が困難となることが想定される。その間の食料・飲料水の確保をあらかじめしておかなければならない。また、備蓄食料等は滞りなく配付できるようにしなければならない。

対策：職員への 3 日分の食料等及び備蓄場所を確保する。また、救援物資の一部を職員用に使用することも検討する。また、庁舎内の自動販売機の設置者に対しては、飲食物についての供給の協定を締結することを検討する。さらに、備蓄食料等の配付手順についてはあらかじめ決めておき訓練を行う。

イ トイレ

課題：市内の排水設備等は、災害により電気、水道等に被害が生じた場合は、トイレの使用ができなくなる。

対策：阪神・淡路大震災では、仮設トイレが避難者100人に1台の割合で確保できた段階で苦情が大幅に減少したと言われている。同じ割合で考えると、被災者用とは別に職員用に3台程度の仮設トイレを確保し、その設置場所を決めておく必要がある。そのためには、優先供給が受けられるように関係団体と協定を締結する。また、仮設トイレの確保が困難な場合に備えて、簡易トイレ等の備蓄を検討する。

ウ 健康管理

課題：業務に従事する職員の最低限の健康管理には十分に留意しなければならない。

対策：避難所業務のように、実際に休憩時間の確保が困難な業務については、職員の勤務が長時間にわたらないように交替の職員を派遣して休憩をとらせるなど健康に配慮しなければならない。また、災害対策の長期化に備えて勤務班と休憩班を分けて交互に勤務に当たる交替勤務制の実施も検討する。

エ 睡眠場所の確保

課題：災害時は長期間にわたり従事しなければならない業務がある。このため、帰宅せずに業務に当たる職員の睡眠場所の確保は、業務継続の観点からもたいへん重要なことである。

対策：睡眠場所の確保は健康管理面からも重要であり、発災後、本部は早い段階で職員用の睡眠場所の確保を図らなければならない。場所の選定については、緊急出動が可能な場所であるか、耐震施設であるか等を考慮する必要がある。併せて、毛布等の必要物資についても事前に確保しておくものとする。

オ メンタル管理

課題：職員が災害に遭遇することや災害時の慣れない業務に携わることによって精神的ショックを受けて、業務に従事できなくなる可能性がある。精神面でのケアは、業務継続の観点からも重要なことである。

対策：カウンセリングが常時受けられるような場所を設置し、職員へ周知を図る。各課長（各災害対策部長）は職員のメンタル面にも注意を払い、早期発見に努め、要すればカウンセリングを受けさせる。また、職員は互いにメンタル面に注意を払い、早期発見に協力することとし、発見したならば各課長（各災害対策部長）に報告する。

(5) その他

ア 資機材及び用品の確保

課題：物流が停止した場合には業務遂行に必要な資機材及び用品の調達が困難となるため、業務遂行に必要な資機材や用品を確保しなければならない。

対策：担当課において必要な資機材及び用品をリスト化しておき、まず災害時における協力機関等から調達することができないか検討する。もし不可能な場合は事前に備蓄しておく必要がある。また、情報機器等については、早期に復旧できるように保守業務者と災害時の技術者派遣について確認し必要に応じて協定を締結する。

イ 会計処理

課題：非常時優先業務を遂行するために、緊急に現金による支払いでなければ調達できない場合が想定される。

対策：非常時の会計処理については、指定金融機関との協定が整備されているが、緊急時において迅速な対応ができるよう態勢を整えておく。

第3章 業務継続体制

1 発災時の対応と職員の参集

(1) 垂水市地域防災計画による非常配備態勢

ア 勤務時間内

(非常配備態勢の区分)

種別	発令の時期	態勢
第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき ・その他の状況により、市災害対策本部長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動ができる態勢及び局地災害に直ちに対処できる態勢
第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・全域にわたり大きな災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき (例：市内に震度5弱の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合) ・その他の状況により、市災害対策本部長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1非常配備態勢を強化するとともに、複数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の状況等により、全職員の配備を必要とするとき (例：市内に震度5強以上の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合) ・その他の状況により、市災害対策本部長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市本部の全組織をもって対処する態勢

※上記非常配備態勢のほか、状況に応じ、情報連絡態勢（危機管理対策室が実施する情報収集、情報連絡）をとるものとする。

イ 勤務時間外

夜間、休日等の勤務時間外に大規模災害が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに上記の非常配備態勢をとることが困難と考えられるので、別命なく概ね次のような態勢をとる。

(夜間・休日特別配備態勢)

種別	時期	関係職員態勢	教職員態勢
情報連絡態勢	垂水市において震度4、又はこれに準ずる地震災害等が発生したとき	総務課長、総務課職員、消防本部職員	
第1特別非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき (例：垂水市において震度5弱、又はこれに準ずる地震災害等が発生したとき) ・その他の状況により、市災害対策本部長が必要と認めたとき 	市長、副市長、教育長、全課長職、総務課職員、消防本部職員	教育管理職（校長、副校長）

第2特別非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・全域にわたり大きな災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき (例：垂水市において震度5強、又はこれに準ずる地震災害等が発生したとき) ・その他の状況により、市災害対策本部長が必要と認めたとき 	市長、副市長、教育長、全課長職、全係長職、全主任職、総務課職員、消防本部職員	教育管理職（校長、副校長）、主幹教諭、主任教諭
第3特別非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の状況等により、全職員の配備を必要とするとき (例：垂水市において震度6弱以上、又はこれに準ずる地震災害等が発生したとき) ・その他の状況により、市災害対策本部長が必要と認めた 	全職員が自発的に手段を尽くして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加する。	全教育職員

(2) 発災時の対応

ア 地震や桜島の大規模な爆発的噴火等が起きた場合は、何よりも自分自身の身の安全を図り、そのうえで、家族や同僚など周囲の人たちの安全や火の始末（初期消火）等を行う。また、可能であれば、テレビ・ラジオ・防災行政無線等でそれらの規模を確認し、負傷者の応急措置を行いつつ、余震や大規模噴火に伴うその後の地震の発生に備える。

また、津波が発生し、津波警報が発表された場合、職員は、直ちに周囲の人に呼びかけながら可能な限り10m以上の高台の安全な場所（広場、空き地等）に一時的に避難あるいは避難誘導する。そしてその後、より安全で数時間は避難できる避難所に移動する。

もし、数時間避難できる適当な避難所が見当たらない場合は、地域で助け合うこととし、近隣住民に避難者の受け入れを働きかける。

さらに、津波警報・津波注意報が解除されるまでの間、安全な場所から決して離れてはならない。

イ 業務継続のためには、職員の安否確認が重要であるだけでなく、職員が安心して業務に専念するためには、その家族の安否確認が重要となる。各所属においては平常時より非常時の職員の安否確認の方法について検討するとともに、各職員は家族の安否確認の方法について家庭内で検討しておく。

職員のケース別初動対応は、次を参考とするほか、参集する職員は、正規職員、再任用職員とする。

(ア) 勤務時間外に自宅で被災した場合

a 家庭内の措置

(a) 速やかな火の始末

(ライフライン復旧時に二次災害が発生するのを防ぐためガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす等の処置を行う。)

(b) 地震の場合はテーブルや机の下に隠れ、身の安全を確保

(揺れが収まるまでの間)

(c) 火災が発生している場合は初期消火（火が天井に届いたら避難）

(d) ドアや窓を開けて、避難口を確保

(e) ガラスの破片や家具の転倒に注意

(f) 非常用持ち出し物品を確保

- (g) ラジオ・テレビ・防災行政無線等で正確な情報を収集
- b 戸外での措置
 - (a) 地震の場合は揺れが収まっても余震に注意し、一時安全な場所（広場等）へ避難
 - (b) 近隣住民と協力し、人命救助・初期消火
 - (c) 被害状況の確認
- c 負傷者が出た場合
 - 近隣住民と連携して負傷者の救護、医療機関への搬送（救急車・人力等）
- d 避難行動
 - (a) 避難場所を確認し、戸外での注意事項に留意し、避難場所へ避難
 - (b) 近隣住民と集団で避難（避難路の決定）
- e 職場への連絡
 - 安全が確保できた段階で、所属長に自らの安否の報告を行う。
 - なお、報告の方法については、輻輳により電話はつながりにくくなるので、平常時より各所属において携帯電話のメール等の連絡手段を検討しておく。
- f 市役所への参集
 - (a) 安否報告後、市役所へ参集
 - 安否報告の連絡が繋がらなかった場合は、到着後所属長へ連絡する。
 - 参集手段は徒歩、自転車又は自動二輪車とし、自動車は使用してはならない。
 - また、自動二輪車は、被害状況や交通規制の状況によっては通行できない可能性があることを忘れてはならない。
 - (b) 参集途中では、情報収集・被害状況の把握に努める。
- (イ) 勤務時間外に外出先で被災した場合
 - a 安全な場所への移動
 - (a) 地震が発生し屋外にいた場合は、頭上からの落下物に十分注意して頭を保護
 - (b) 状況に応じて安全な場所へ避難
 - b 情報の確認
 - ラジオやテレビ、防災行政無線等で情報を聞き正確な情報を収集する。
 - c 家族の無事の確認
 - 輻輳により電話はつながりにくくなるので、比較的つながりやすいとされる携帯電話のメールや災害伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用する。
 - なお、平常時から非常時の連絡方法について家族で話し合っておく。
 - d 職場への連絡
 - 安全が確保できた段階で、所属長に自らの安否の報告を行う。
 - なお、報告の方法については、輻輳により電話がつながりにくくなるので、平常時より各所属において倦怠電話のメール等の連絡手段を検討しておく。
 - e 市役所への参集
 - 遠隔地から参集する場合、公共交通機関を使用する。
 - なお、安否報告の連絡がつかなかった場合は、到着後所属長へ連絡する。
- (ウ) 勤務時間内の対応
 - a 安全の確認と負傷者への対応

- (a) 地震が発生した場合は、机の下に隠れる等、身の安全を確保
- (b) 火災発生時は、消防機関への通報及び初期消火の実行
- (c) 通常業務の一旦停止、パソコンのシャットダウン
- (d) 重要書類等の持ち出し準備
- (e) 来庁者、職員の安全確認及び一時避難（重要書類の持ち出し）
（施設内に危険な個所があれば、事前に検証及び周知をしておき、その場所を避けて避難する。）

b 家族の無事の確認

輻輳により電話はつながりにくくなるので、比較的つながりやすいとされる携帯電話のメールや災害伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用する。

なお、平常時から非常時の連絡方法について家族で話し合っておく。

（職員の家族の安否確認が取れない状況で非常時優先業務を遂行しなければならない場合には、他の職員が代わって安否確認を行う態勢も検討しておく。）

c 災害対策本部設置までの初期活動

- (a) 各課は、それぞれの業務の関係機関等から被害、その他必要な情報の収集を行う。
- (b) 総務課に災害対策事務局を設置し、県その他関係機関からの情報を把握する。

(3) 参集及び被害状況等の情報収集

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合は、自分や家族の身の安全が図られた後、各職員は速やかに市役所に参集し、災害対策活動に従事する態勢を整える。また、参集途中には、情報収集・被害状況の把握に努める。

ア 参集の基準

勤務時間外に次の地震を確認した場合、職員は「(2) のア項及びイ項」に述べた対応を行った後、自発的に（参集命令がなくても）市役所に参集する。

(ア) 震度5弱

第1 特別非常配備態勢に指名されている職員

(イ) 震度5強

第2 特別非常配備態勢に指名されている職員

(ウ) 震度6弱以上

全職員

イ 参集場所

職員は、参集が困難な場合を除き、本庁舎に参集する。

本庁舎への参集が困難な場合で、近傍の支所に参集可能な場合は、その支所に参集する。

ウ 参集が困難な場合

次に掲げるような事由等により、参集が困難な場合は原則として、家族を含めた安否情報を所属長に報告したうえで、自宅待機するものとする。自宅待機中は定期的に所属長に連絡を取り、参集可能になった場合には速やかに参集する。

また、市内在住者については、周辺状況の把握に努め、所属課等からの連絡が取れるよう留意する。

なお、待機中は、自宅周辺での救出・救助活動、避難活動の支援に参加する等、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組むものとする。

- (ア) 職員又は職員の家族等が死亡したとき
- (イ) 職員又は職員の家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- (ウ) 参集途上において、救命活動等に参加する必要があるとき
- (エ) 徒歩により参集せざるを得ない場合（公共交通機関の不通、自転車や自動二輪車の利用が困難となった場合等）で、その距離が概ね20km以上のとき
- (オ) 自宅周辺が災害警戒区域に指定されたとき、または避難準備情報、避難勧告、避難指示のいずれかが発令されたとき

エ 所属長への安否確認の連絡

参集の可否に関わらず、職員は、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。

所属長は、職員の報告及び参集情報を集約して、災害対策本部へ適宜報告するものとする。安否の確認が取れない職員については、携帯電話のメール等あらかじめ決められた方法によって継続して連絡を取り続ける。

オ 参集手段

徒歩、自転車又は自動二輪車とする。自動二輪車を使用する場合は、緊急の交通規制や道路閉塞により通行できない可能性があることを忘れてはならない。また、自動二輪車については、発災後の交通の混乱により事故に遭遇する恐れがあるので十分に安全に留意する。

カ 情報収集

参集途上中、周囲の被害状況の把握を行い、登庁後、自己の所属長に報告する。

被害状況の報告については、統一した基準で行えるように書式をあらかじめ整備しておく。

(4) 参集可能人員

時間経過に伴い参集する各課の人員の見積もりは、以下のとおりである。

各課は、発災から概ね1時間ごとに参集人員を総務課（災害対策本部が設置された場合は事務局）に報告する。

非常時優先業務を実施する参集職員の指定は、当該業務を主管する課が行う。ただし、緊急に多数の人員投入が必要となった業務、主管課のみでは対応不能となった業務、班編成が必要な業務については、災害対策本部事務局が参集者の割り当て等の調整を行う。

課	15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上	計
総務課	11	1	0	0	0	12
企画課	8	2	1	0	0	11
財政課	3	5	0	0	0	8
会計課	2	1	0	0	0	3
税務課	6	9	2	0	0	17
市民課	13	0	1	0	0	14
市民相談サービス課	4	0	0	0	0	4
生活環境課	1	5	3	0	0	9
土木課	1	2	9	3	0	15
保健福祉課	25	2	1	1	0	29
農林課	0	14	0	0	0	14

農業委員会事務局	0	3	0	0	0	3
水産商工観光課	8	0	0	0	0	8
水道課	1	4	2	0	0	7
教育総務課	3	1	0	0	0	4
学校教育課	10	1	4	0	0	15
社会教育課	9	1	0	0	0	10
議会事務局	3	1	0	0	0	4
監査事務局	2	0	0	0	0	2
消防本部	43	1	0	0	0	44
合計	153	53	23	4	0	233

注1：平成26年11月1日現在（一部休職者等を除く）の垂水市の行政組織人数（正規職員＋再任用職員）を示した数である。

注2：大規模災害による交通事情の悪化や家族の安否確認等により、上記表の参集人数の20%が参集不可能と想定する。

2 災害対策本部の設置と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の発動

(1) 災害対策本部の設置及び垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の発動

ア 発災後、必要により速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部設置と同時に災害対策本部事務局を設置する。

イ 勤務時間中の発災の場合は、通常業務を停止する。

ウ 災害対策本部部長は、本部設置と同時に垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の発動を宣言する。

(2) 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】発動後の初動業務

ア 被害情報の収集

(ア) 発災直後は、通信の輻輳や災害による混乱により、すべての被害情報が収集できるとは限らないため、情報整理を行い、必要な情報の収集に当たらなければならない。

(イ) 総務課は、災害対策本部参集と同時に本庁を含めた市施設、各種庁内システム、職員の被害状況等といった通常業務の業務継続計画に関する情報収集を開始する。特に、本庁舎の安全性（応急危険度判定）の報告については、最優先で確認するものとし、使用できない場合は、速やかに代替施設の使用、又は仮設庁舎の設置を検討し、対策を災害対策本部に提案する。

なお、各災害対策部は総務課の実施する情報収集に最大限協力しなければならない。

(ウ) 被害状況の調査に当たっては、防災行政無線や携帯電話、伝令の活用等、あらゆる手段を講じて実施する。また、地域の被災情報の収集には、必要に応じてあらゆる手段を講じて実施する。地域の被災情報の収集には、必要に応じて自治会役員や関係団体委員等に協力を要請するなど、効果的効率的に行う。また、広域的な被害状況の把握は、ラジオやテレビを活用するとともに、インターネットからの情報収集も積極的に行う。

イ 本庁舎における業務継続

災害対策本部は市役所本庁舎設置され、災害対策業務の意思決定や指揮を行うことになる。また、災害対策業務の遂行のための拠点、優先継続業務を行うための場所としても、市役所本庁舎を有効活用する。

(ア) 庁舎が使用できない場合

災害対策本部長は庁舎が使用できない場合で垂水市市民館が使用可能な場合は、災害対策本部を市民館に設置する旨及び当面の事務スペースを各災害対策部長に通知する。各対策部に属する所属長は、速やかに業務継続に必要な書類等を運び出す。

なお、作業に当たっては、余震等による建物の倒壊の可能性に留意し、危険を感じたら速やかに自己の身の安全を図るものとする。

垂水市市民館も被災して使用できない場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する。

(イ) 庁舎が使用可能な場合

災害対策本部長は庁舎が使用できる旨を各災害対策部長に通知する。各対策部に属する所属長は、災害対策業務、優先継続業務への円滑な移行が図れるよう、執務環境の整備（割れた窓ガラスの片付け、散乱した書類や机等の整理など）を行う。

ウ 各施設における業務継続

(ア) 各施設の管理者は、施設の被害状況を調査し、本部へ速やかに報告を行う。

(イ) 災害対策本部長から特別の指示がある場合を除き、市立小中学校教職員は在勤庁において、非常時優先業務計画表に規定された災害対策教育部の所管業務を実施する。具体的な業務内容については、災害対策教育部と各小中学校で検討協議しておく。

(ウ) 災害対策本部長は、各施設の管理者からの被害報告を勘案したうえで、各施設の応急危険度判定を速やかに行うものとし、判定後の対応は本庁舎の対応に準ずるものとする。

エ 災害対策業務の遂行

大規模災害発生時において市は、災害対策業務に最大限の力を注がなくてはならない。各種災害対策業務の推進はその業務を主管する課の任務となるが、災害対策本部長が緊急かつ必要と認めた業務は、全庁を上げて最優先に対応するものとする。また、発災が勤務時間外の場合は、初動時の職員の参集率は低くなることが想定されるため、必要な人員態勢が整わないまま各種災害対策業務に取り掛からなくてはならない。その場合、災害対策本部長は垂水市地域防災計画の分掌事務にとらわれることなく、柔軟な相互応援態勢を構築するものとする。

オ 優先継続業務の継続

既に述べたとおり、発災と同時にすべての通常業務を一旦停止する。垂水市業務継続計画【大規模災害対応】発動後、各所属長は、優先継続業務以外の通常業務を休止し、優先継続業務の継続又は早期再開に向けて、執務環境等の確認に必要な作業を行うものとする。

なお、各所属長は、災害対策業務に多くの人員を割かなければならないことから、作業は必要最低限の人数で実施することに留意する。

3 非常時優先業務の実施

(1) 非常時優先業務（災害対策業務及び優先継続業務）の分析

発災後は非常時優先業務を遂行していくこととなる。

本計画では、災害対策業務と優先継続業務をすべて抽出し、個々の業務について、その業務の担当所属、目標レベル、着手時間や業務の継続時間等をまとめて、別表1「非常時優先業務計画表（災害対策業務編）」及び別表2「非常時優先業務計画表（優先継続業務編）」に

示している。

各所属長は、非常時優先業務計画表に明示されたタイムスケジュールに沿って業務に着手し、その推進が図れるよう対策を検討する。

(2) 非常時優先業務の周知

ア 業務の実施状況の周知

(ア) 災害対策本部の設置及び通常の業務態勢ではない旨等について、施設の入口や窓口等に掲示、ホームページに掲載する。

(イ) 優先継続業務・休止業務の一覧を所属ごとに作成し、市民から見やすい場所（施設の入口、窓口等）に掲示する。

なお、業務が縮小若しくは一部変更して実施されている場合は、その内容も併せて明記することとする。そして、ホームページへの掲載、チラシの配布等による周知についても検討する。

(ウ) 講座やイベント等について、中止やスケジュールの変更を決定した場合は、参加者や利用者へ速やかに連絡する。

イ 施設の閉鎖等の周知

(ア) 施設を閉鎖した場合、又は使用できない場合は、「お知らせ」を施設の入口など目立つ場所に掲示する。

なお、施設で行われている業務が別施設に移転して行われている場合は、その旨を明記する。そして、ホームページへの掲載、チラシの配布等による周知についても検討する。

(イ) 倒壊等のおそれがある場合は、危険性を記した立て看板等を設置するなど、二次災害を回避するための措置を講ずる。そして、ホームページへの掲載、チラシの配布等による周知についても検討する。

(3) 職員の応援

ア 考え方

災害対策部ごとに災害対策業務は定められているが、災害対策業務の規模や必要人員等は被災規模や状況で変化する。職員の応援や人員配置には、災害時に優先すべき業務を見極めたうえで、適切に行わなければならない。また、災害対策業務は長期間に及ぶことが考えられる。このため、業務を継続して行うためには、交替で業務を行っていくなどの措置も必要である。

イ 応援態勢

(ア) 非常時優先業務に必要となる人員の確保・配置及び班の割り当ては、垂水市地域防災計画に示されているとおりである。

(イ) 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、過去に在籍した職員を優先的に応援させ、退職者の活用も検討する。

(ウ) 災害対策業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。一義的には課間の応援は実施せず、災害対策部内での対応を行う。災害対策部での対応が困難な場合は、災害対策部間で協議し、応援職員の配置を行うものとする。

(エ) 災害対策業務のうち長期間に及び業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できる態勢も検討する。

(オ) 災害時には委託業務者においても、被災することが想定される。マンパワーを要する委託業務については、市職員が対応する必要があるのかについてなど、必要事項について事前に確認しておく。

(カ) 災害対策業務のいくつかについては、他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を行うこととなる。これらのマンパワーを効率よく活用できるよう、必要な事項については事前に確認しておく。

(4) 休止業務の取り扱い

ア 対応

休止中に申請、相談、依頼、苦情等があった場合は、再開後に順次対応していく旨を説明しなければならない。提出書類等については、受け取らないようなことはせず、再開後の対応となることを説明したうえで受け取るものとする。

イ 再開準備業務

災害対策業務の縮小に伴い通常業務が再開されるときは、業務再開が円滑に進められるように、休止中でも必要最低限の事務処理（以下「再開準備業務」という。）は行うものとする。（例：郵便物・メールの受付、整理、保管等）

ただし、再開準備業務を行うことで、非常時優先業務に影響が出ることのないよう留意するものとする。

ウ 災害対策本部で決定された業務

垂水市業務継続計画【大規模災害対応】で定めた非常時優先業務に関わらず、災害対策本部にて決定された担当業務については、優先的にその業務を行う。

エ 緊急対応

休止業務について、何らかの緊急対策が求められる可能性がある。

(ア) 休止業務の場合については、休止業務という理由のみで一律に断るのでなく、個別の案件ごとに判断して、緊急性、必要性和高いと判断される具体的な理由があれば、その業務を行うものとする。

(イ) 優先継続業務についても、縮小、工夫して行われている場合は、前項と同様に個別の案件ごとに判断し、通常時の態勢で業務に対応するものとする。

(ウ) (ア) 項及び (イ) 項の業務を行う場合は、原則として災害対策本部長の承認を得るものとする。ただし、事前に承認を得ることが困難な場合には、事後の報告となっても構わないものとし、その場合は、事後速やかに報告するものとする。

(5) 通常業務の復帰

発災と同時に、通常業務は一旦すべて停止する。優先継続業務については、本計画に基づき継続していくが、休止業務はそのまま休止させる。

発災からある程度経過すると、災害対策業務の規模等は発災初期の段階に比べ徐々に縮小可能な状況になってくる。また、市民からの通常業務の需要が高まってくることが想定される。

ア 各所属長は、優先継続業務の通常レベルへの復帰及び休止業務の再開について検討し、適宜災害対策本部長に報告する。

イ 災害対策本部事務局は、各所属長からの報告と災害対策業務に必要な人員等を把握し、全庁的な業務の調整を図り、通常レベルへの復帰及び再開について、審議検討する。

- ウ 災害対策本部長は、災害対策本部事務局の審議を受けて、再開方針を決定する。
- エ 災害対策本部事務局は、災害対策本部長の決定に基づき、通常業務への復帰について調整を図る。

(6) その他

- ア 災害時は委託業者においても、被災することが想定される。災害時にどのような態勢がとれるか、委託業務の継続が可能かについて等、必要事項については事前に確認を行う。
- イ 発災後、しばらくは近隣市域すべてが同じような状況に陥っていることが想定される。国や県からの情報だけではなく近隣市からの情報収集にも努め、的確な人員配置や資機材の確保・配分、避難所運営、応援物資の配分計画、優先継続業務の実施等が行えるよう努めるものとする。
- ウ 実際に地震が発生した際は本計画を基礎として、被災状況を見極めたうえで、その状況に応じて柔軟な対応を行う必要がある。
- エ 所属長は、本計画を基に、非常時優先業務のマニュアルを策定し、通常時より検討・準備を行うものとする。そのうえで、災害対策部及び所属ごとの業務継続計画【大規模災害対応】を策定し、訓練・検証を行うことで、垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の円滑な実行が担保できるようにしなければならない。

4 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の解除

第3章第3項「非常時優先業務の実施」の(5)項「通常業務の復帰」で述べたとおり、通常業務は徐々に復帰していくことになる。通常業務がすべて復帰した時点で、災害対策本部長は垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の解除を宣言する。

なお、当該計画の解除前に、災害対策本部が解散した場合は、総務課が垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の業務を監視し、必要に応じて状況を市長に報告する。通常業務がすべて復帰した時点で、市長は垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の解除を宣言する。

第4章 継続的な取り組み

1 教育・訓練

(1) 職員への教育

職員の意識を高めるために、所属長は職員に対して次の教育を行う。また、職員は、その事項について家族を教育し、準備もしなければならない。

- ア 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること。
- イ 過去の大規模災害の事例を調査し、災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え対応できようにすること。
- ウ 職場内において、非常時優先業務をどのように行っていくか話し合うこと。
- エ 災害時の対応では、被災した市民の心情に配慮した言動とすること。
- オ 非常持ち出し品や3日程度の食料、飲料水を常備しておくこと。
- カ 災害業務に従事するための3日程度の宿泊に必要な生活用品をまとめて常備しておくこと。
- キ 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと。
- ク 大規模な土砂災害や風水害、地震、津波及び桜島の大規模な爆発的噴火が発生した場合は、まず自分自身の身や家族の身の安全を図れるように準備しておくこと。
- ケ ラジオやテレビ等による正確な情報を収集できるようにしておくこと。

(2) 訓練

垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の実効性を担保するための訓練を行う。所属長は、次の例に則した訓練計画を作成し実施する。

- ア 家族との連絡訓練を行う。
- イ 電算処理不能を想定した手作業による業務訓練を行う。
- ウ 垂水市地域防災計画に示された分掌業務の訓練を行う。
- エ 主に委託業務等に不都合が生じた場合を想定し、応援職員や限られた人員での訓練を行う。
- オ 業務未経験職員に、各課マニュアルを使用した継続業務を体験させる。

(3) 訓練計画の注意点

- ア 訓練の目的、対象部署、期待する成果を明確にする。
- イ 職員全員が年1回を基準として何らかの訓練に参加する。
- ウ 訓練テーマや対象となる部署が偏らないようにする。
- エ 災害対策本部と各部署の連携を確認するための全庁的な訓練を計画する。
- オ 全庁的な訓練だけにとどまらず、部・課単位で定期的にテーマを変えて訓練する。
- カ 非常時優先業務で時に必要となる委託業務等がある場合は、委託先等に訓練参加を要請する。

(4) 訓練の評価と垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の改善

ア 訓練の評価

訓練実施後、速やかに参加者が集まって訓練を評価する。所属内で対応できるものについては所属の垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の改善を速やかに行う。

イ 評価の観点

訓練の目的、期待する成果が「達成」できたのか「未達成」だったのかを評価し、未達

成の場合その理由を挙げる。

ウ 訓練項目（例）

（ア）訓練の内容

実際の訓練が、訓練の目的に合致したものであったかを評価し、次回の訓練に向けた課題、改善点等を挙げる。

（イ）手順

災害時に、休止業務・優先継続業務ごとに、どのように休止・継続したか、災害対策業務をどのように行ったか、これらの手順において評価し、「分かりにくかった点」、「誤っていた点」を挙げる。

（ウ）執行環境

施設、設備、資機材、情報・通信等について評価し、訓練の障害となっている点を挙げる。（例：必要数量の不足、機能不足・不備、操作面の問題・課題等）

（エ）人員

従業者数、応援職員、適正配置等について評価し、訓練の障害となっている点を挙げる。（例：人数の過不足、資格・経験の必要性の問題・課題等）

（オ）各課マニュアル

応援職員による各課マニュアルを使用した業務を評価し、「分かりにくかった点」、「誤っていた点」を挙げる。

（カ）その他

その他訓練に参加して気付いた点を挙げる。

エ 評価の総括

総務課は、訓練結果及び評価について総括し、次の内容について、市長へ報告する。

（ア）課題内容

（イ）改善内容

（ウ）改善実施スケジュール

（エ）追加・必要執務環境、人員等に対する対応計画

（オ）追加対策の実施が財政面や制度等で困難な場合の影響分析

（カ）垂水市地域防災計画及び垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の改善点

2 垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の点検・見直し

常に実効性のある計画にするため、次の場合に垂水市業務継続計画【大規模災害対応】を点検し、必要があれば見直しを検討する。場合によっては、垂水市地域防災計画、例規の改訂を実施する。

（1）垂水市地域防災計画との不整合が生じた場合

（2）垂水市地域防災計画に改訂があった場合

（3）組織体制や所管業務等に改正があった場合

（4）訓練により改善点が判明した場合

（5）その他必要があった場合